

## 【受験資格】

### 1. 学 歴

- (1) 中学校卒業以上の者
- (2) 上記と同等以上の学力があると認められる者
  - ア 旧制国民学校高等科を卒業した者及び旧制中等学校2年の課程を修了した者
  - イ 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校の中等部を修了した者で、上記(1)と同等以上の学力を有すると都道府県知事又は厚生労働大臣が認定した者(事前に山梨県福祉保健部健康増進課までお問い合わせください。)

### 2. 調理業務従事歴

1. のいずれかの学歴終了後、調理師法施行規則第4条に規定する次の(ア)の施設又は(イ)、(ウ)、(エ)の営業施設でもっぱら調理業務に2年以上従事していること。(試験日までの見込みの期間ではありません。証明を作成した日までに要件を満たすこと。現在、調理に従事していなくても、過去に2年間以上の調理業務従事歴があり、調理業務従事証明書を提出することができれば受験可能です。)

※ 連続する長期休暇(学校の夏休みなど)を除いて、従事期間の合計が2年間以上必要です。期間を隔てて従事した場合、調理業務従事証明書内訳書(別紙様式3-1)をあわせて提出してください。

※ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の調理業務従事証明書も提出してください。

(ア) 給食施設	寄宿舍、学校、病院、事業所等多数人に対して、継続して1回20食以上、又は1日50食以上を調理し、提供している施設	
(イ) 飲食店営業	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品を調理し設備を設けて客に飲食させる営業	食品衛生法の営業許可のある施設であること
(ウ) 魚介類販売業	店舗を設けて魚介類を販売する営業をいい、魚介類をそのまま加工せずに販売する営業及びせり売営業は含まれない	
(エ) そうざい製造業	煮物、揚げ物等を製造する営業をいい、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、豆腐製造業は含まれない	

※ 外国及び国内の調理師法の法外施設で調理業務に従事することや、学校や料理教室等で調理実習指導に従事することは、受験資格としての調理業務に従事したものと認められません。

※ 喫茶店営業は、調理業務従事施設として認められません。

#### ■注意■ 調理業務従事歴に該当しない期間

上記の(ア)～(エ)の施設で仕事をしている場合でも、次の①～⑦の場合は、調理の業務に従事した期間とは認められません。

- ① 連続する長期休暇(学校の夏休みなど)の期間
- ② 直接調理に関係しない業務(調理品の運搬・配達、食器洗浄、接客等)を主たる業務として従事した期間
- ③ 製菓・製パン、ドリンク調製を主たる業務として従事した期間
- ④ アルバイト、パート等で調理の業務に従事した期間

※ ただし、1日6時間以上で、かつ週4日以上(平均や週当たりの合計時間数ではなく、両方の条件を満たす必要あり)勤務している場合は除く。

- ⑤ 栄養士、保育士、看護師等の職種としてその主たる業務に付随して調理の業務に従事した期間
- ⑥ 施設における本来の喫食者向けの料理を調理せずに、研修等として調理の業務に従事した期間
- ⑦ 高校在学期間中(定時制・通信制を除く)に調理の業務に従事した期間